

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等を添付する場合、課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④から⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 個人番号を提出する場合、都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を提出する場合、個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。なお、課税証明書等を添付する場合、受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。

リ 個人番号を提出する場合、個人番号の利用によっては市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。課税証明書を提出する場合、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

令和 6 年度啓明学館高等学校授業料軽減実施要領

1 趣旨

本校においては、愛知県から補助金の交付を受け、この要領により生徒に係る授業料の一部を軽減します。

2 軽減対象者

次の項目のいずれにも該当する方です。

- (1) 月の初日に、生徒及びその保護者等がともに愛知県内に住所を有すること。

なお、新入生については、令和 6 年 4 月 30 日までに生徒及びその保護者等がともに愛知県内に転入した場合は当該月分から補助の対象とします。

また、保護者等が転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒と生活を共にする者の生活の本拠が愛知県内にあるときは、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなします。

- (2) 保護者等の所得が、下表の基準に該当するものであること。

県の区分	所得基準	国の区分
甲①	算定基準額（※）が 154,500 円未満の世帯	加算分
甲②	算定基準額が 212,700 円未満の世帯	一律分
乙	算定基準額が 270,300 円未満の世帯	
その他	算定基準額が 304,200 円未満の世帯	

（※1）「算定基準額」とは、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除の額」をいう。

（※2）政令指定都市（名古屋市等）の場合、「課税標準額×0.06－市民税の調整控除の額×3/4」

3 軽減する額と時期

本校では次のとおり授業料の軽減を実施します。

対象区分	軽減する額（月額）			軽減方法	備考
	愛知県授業料軽減の額	国の就学支援金額	計		
甲	3,000 円	33,000 円	36,000 円	※ 5・6 月及び 10 月から翌 3 月までは、相殺（軽減方式）して引落します。 4 月及び 7～9 月は原則還付方式とする。	※ 申請内容に変更が生じた場合は、軽減方法を変更することがあります。 ※ 還付時期 4 月分は 7 月、7～9 月分は 10 月
	26,100 円	9,900 円			
乙	8,300 円	9,900 円	18,200 円		
その他	0 円	9,900 円	9,900 円		

4 申請手続

- (1) 軽減の申請は、令和 6 年 4 月 19 日までに本校事務所まで提出してください。

- (2) 軽減申請書は、本人又は保護者等が学校まで持参してください。

- (3) 申請に必要な書類は、次のとおりです。

ア 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書（用紙は本校からお渡しします。）

イ 個人番号カード（写）等貼付台紙

ウ 所得を証明する書類（令和 5（2023）年度の「課税標準額」及び「市町村民税調整控除の額」の記載のあるもの）を証明したもので、次のいずれかの書類

(a) 市区町村長の発行する課税証明書

(b) 県民税及び市町村民税の納税通知書の写し

エ 保護者等が、県外に住所を移し、単身で生活している場合は、そのことを証明できる書類（勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類、保護者等の住民票及び対象生徒及び同居する親族の住民票等）

（注）イ及びウの書類について、就学支援金又は入学納付金補助金の申請で提出する場合は、省略できます。

- (4) 特別事情（長期療養、り災、退職等の家計急変）が令和 6 年 1 月 1 日以降生じたため軽減を受けたい方及び海外単身赴任中で所得を証明する書類が提出できない方は、本校事務所まで申し出てください。

5 軽減の決定

審査のうえ軽減の可否を決定し、その結果を通知します。

6 軽減証書の提出義務

- (1) 軽減を受け終わったときは、令和 7 年 3 月 31 日までに（途中打ち切りのときは直ちに）授業料軽減証書を本校事務所へ提出してください。

- (2) 用紙は本校からお渡しします。

- (3) 本人又は保護者等が持参してください。

7 軽減の取消し

- (1) 軽減の決定を受けたのち、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部の取消しをしなければなりませんので、速やかに申し出てください。
- (2) 偽りの申請をしたとき、その他授業料を軽減することが不適当である事実が分かったときは、軽減の決定を取り消し、軽減相当額の授業料を本校へ納入していただきます。

8 秘密の保持

本校は、授業料軽減事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒の将来の進学・就職に影響するような取扱いはいたしません。

9 その他

詳細は本校事務所へお問い合わせください。

(連絡先 啓明学館高等学校事務所 担当 横山・川瀬 052-571-2561)

★以下の事情が発生した場合は、すみやかに学校事務までご連絡ください。

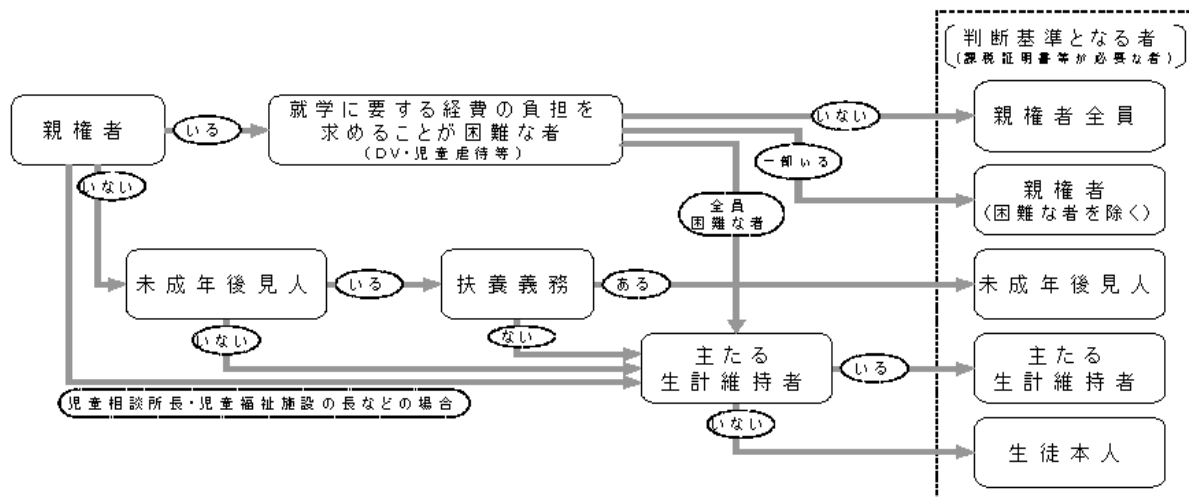
- ・離婚、養子縁組等により生徒の親権者に異動が生じたとき
- ・税の更正があったとき (※必ず更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内にご連絡ください。)
- ・申請内容の誤りに気付いたとき (判定対象者が間違っていた等)

(注意) 税の申告を行っていない場合は、所得確認できず、認定の遅れの原因となるため、速やかに申告手続きを行ってください。

参考：判定の対象となる保護者等について

以下のフローチャートに沿ってご確認ください。個別の事情により対象となる者がわからない場合は本校事務所までお問い合わせください。

＜ 就学支援金の支給額の判断基準となる者について ＞



令和 6 年度啓明学館高等学校入学納付金減免実施要領

- 1趣旨

本校においては、愛知県から入学納付金補助金の交付を受け、この実施要領により入学納付金の一部を減免します。
- 2減免対象者

今年度に入学した生徒で次の 2 項のいずれにも該当する場合です。

(1) 令和 6 年 4 月 1 日に、生徒及びその保護者等がともに愛知県内に住所を有すること。

なお、令和 6 年 4 月 3 0 日までに生徒及びその保護者等がともに愛知県内に転入した場合は、補助対象とします。

保護者等が転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなします。

(2) 保護者等の所得が、下表の基準に該当するものであること。
- 3所得基準

区分	所得基準
甲	課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額（※）が212,700円未満の世帯
乙	課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額（※）が 270,300 円未満の世帯

(※) 政令指定都市（名古屋市等）の場合、市民税の課税標準額×0.06－市民税の調整控除額×3/4。
- 4減免する額と時期

本校では、原則として次のとおり入学納付金の減免を実施します。

区分	減免する額	減免する時期	備考
甲	200,000円	〔令和 6 年 7 月 9 日を〕 〔予定しております。〕	入学納付金がそれぞれの区分の減免額を下回る場合は、入学納付金を限度として減免を行います。
乙	100,000円		
- 5減免を申請する手続き

(1) 減免申請書は、令和 6 年 4 月 1 9 日までに本校事務室へ提出してください。

(注) 申請期限後の申請は受付できません。

(2) 減免申請書は、保護者等が直接持参されるか、または生徒に持参させてください。

(3) 減免申請に必要な書類は、次のとおりです。

ア 入学納付金減免申請書

イ 保護者等が、県外に住所を移し、単身で生活している場合は、そのことを証明できる書類（勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類、保護者等の住民票及び対象生徒及び同居する親族の住民票等）

(注) イの書類について、愛知県私立高等学校等授業料軽減事業を申請された方は、省略できます。

(4) 海外単身赴任中で所得を証明する書類が提出できない方は、本校事務所まで申し出てください。
- 6減免の決定

申請に基づき慎重に審査の上、減免の可否を決定し、その結果を通知します。
- 7減免の取消し

(1) 減免の決定を受けたのち、減免を受ける要件を欠く事情が生じたときは、減免額の全部又は一部の取消をしなければなりませんので、速やかに申し出てください。

(2) 偽りの申請をしたとき、その他入学納付金を減免することが不適当である事実がわかったときは、減免の決定を取り消します。既に減免した入学納付金は、本校へ納入していただきます。
- 9秘密の保持

本校は、この事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒の将来の進学、就職に影響させたりするようなことはいたしません。
- 10その他

詳細は、本校事務室へお問い合わせください。

(連絡先 啓明学館高等学校事務所 担当 横山・川瀬 052-571-2561)

2024年4月15日

高等学校等就学支援金 意向確認書

学校名	啓明学館高等学校
生徒の 学年・組・番	普通科・商業科 第1学年 1組 33番
生徒氏名 (自署又は保護者 による署名)	啓明 花子

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。
- ・ 支給の判定結果を、他の補助事業において利用する場合があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

	確認項目	審査後の通知
☒	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、 受給資格認定申請書 及び親権者等の所得確認書類（課税証明書、個人番号カードの写し等）を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
☐	高等学校等就学支援金の申請を 辞退 します。 所得制限基準に該当する、又は他の理由により、受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず期限より早めに提出して下さい。遅れて学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができない場合があります。

記入例

2024年 4月15日

愛知県知事 殿

高等学校等就学支援金



受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。



収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）



この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。



この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に出されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	けいめい		はなこ	
生徒の氏名	姓	啓 明	名	花 子

生徒の生年月日	西暦	2008	年	4	月	5	日
生徒の住所	〒	451-0043	愛知	都道府県	名古屋	市区町村	西区新道1-23-15
保護者等の電話番号	090-1234-5678						
生徒が在学する学校の名称	啓明学館高等学校						

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 啓明学館高等学校	2024 年 4 月 1 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 全日制課程 普通科・商業科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☒ 4月～6月	☐ 7月～翌年6月
---	----------------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等 (個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等) 又は課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付します。	
①	☒ 親権者 (両親) 2 名分 生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合
②	☐ 親権者 1 名分 (アからウのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐ ア 親権者の 1 人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合 ※ 課税証明書等を添付する場合に限りです。
	☐ イ 親権者の 1 人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合。または親権者の 1 人が課税期日に日本国内に在住していないため、課税証明書等が発行できない場合。
	☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が 1 人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐ 未成年後見人 □ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者 (以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2 名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者 1 名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の 1 人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 ※ 課税証明書等を添付する場合に限りです。
	☐ イ 主たる生計維持者の 1 人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合及び個人番号の指定を受けていない場合
	☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が 1 人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐ 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。	
⑦	☐ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合。または親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

保護者等の氏名、生徒との続柄及び1月1日現在の市区町村までの住所 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。2024年1月1日現在、生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな) けいめい まなぶ	生徒との続柄	氏名 (ふりがな) けいめい まなみ	生徒との続柄
啓明 学	父	啓明 愛美	母
2024年1月1日の居住地 (市区町村)	生年月日	2024年1月1日の居住地 (市区町村)	生年月日
名古屋市西区	西暦1980年 5月 3日	名古屋市西区	西暦1985年 3月 3日
☐ 日本に住所を有していない。		☐ 日本に住所を有していない。	
☐ 生活扶助を受けている。		☐ 生活扶助を受けている。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

(令和 6 年 4 月適用)
新 1 年生 配布用

2024 年 4 月 15 日

学校法人 愛美学園 理事長 様

住 所 名古屋市西区新道 1-23-15

生徒氏名 啓明 花子

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書

愛 知 県 用

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金を、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
記

1 学 校 名	啓明学館高等学校	
2 生徒の 学年・組・番	普通科 商業科 第 1 学年 1 組 33 番	
3 生徒の 生年月日	西暦 2008 年 4 月 5 日 (早生まれチェック欄 ☐) ※2007 年 1 月 2 日から 4 月 1 日生まれの場合に ☒	
4 保護者等	氏 名	生徒との続柄
	① 啓明 学	父
	② 啓明 愛美	母
5 保護者等の 現住所 (同居、別居のいずれか 一方を○で囲むこと。)	保護者①：生徒本人と同居 別居 (住所) 保護者②：生徒本人と同居 別居 (住所)	

(添付書類) 個人番号カード (写) 等貼付台紙

2024 年 4 月 15 日

学校法人 愛美学園 理事長 様

住 所 名古屋市西区新道 1-23-15

生徒氏名 啓明 花子

令和 6 年度愛知県私立高等学校等入学納付金減免申請書

愛 知 県 用

愛知県私立高等学校等入学納付金補助金を、下記のとおり関係書類を添えて、申請します。

記

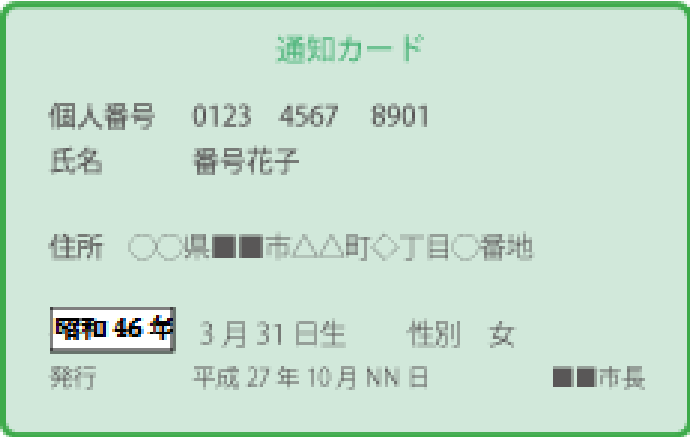
1 学 校 名	啓明学館高等学校	
2 生徒の 学年・組・番	普通科・商業科 第 1 学年 1 組 33 番	
3 保護者等	氏 名	生徒との続柄
	① 啓明 学	父
	② 啓明 愛美	母
4 保護者等の 現住所 (同居、別居のいずれか 一方を○で囲むこと。)	保護者①：生徒本人と同居 別居（住所 ） 保護者②：生徒本人と同居 別居（住所 ）	

保護者全員（両親の場合は父母2名とも）分の個人番号の提出が必要です。

記載例

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学	名称	三の丸高等学校	
校	種類・課程・学科等	全日制課程	普通科・商業科
生徒	ログイン ID（※学校記入）	99999999	
	ふりがな	ばんごう たろう	
	氏名	番号 太郎	
	学年・クラス・出席番号等	1年 1組 1番	
保護者等①	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2	
	氏名	ばんごう いちろう	
	番号	番号 一郎	
	生年月日	(西暦) 1 9 7 0 年 3 月 3 1 日	
			
保護者等②	個人番号	0 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 0 1	
	氏名	ばんごう はなこ	
	番号	番号 花子	
	生年月日	(西暦) 1 9 7 1 年 3 月 3 1 日	
			
備考			

注) ①本紙により提出された個人番号は、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金・入学納付金補助金・奨学給付金・学び直し支援金・減免支援特別事業費補助金の申請があった場合にも、保護者等の税情報照会に利用します。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、個人番号等）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。